

専決処分の承認について（工事請負契約の締結）

地方自治法第179条第1項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第3項の規定により，これを報告し，その承認を求める。

2016年（平成28年）5月18日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により，小田急江ノ島線に隣接する市有山林法面防護工事に関する業務委託契約の締結を次のとおり専決処分する。

2016年（平成28年）4月26日

藤沢市長

鈴木恒夫

1 契約の相手方

東京都新宿区西新宿一丁目8番3号

小田急電鉄株式会社

取締役社長 山木 利満

2 事業の概要

(1) 施設工事

(2) 電力工事

(3) 信号・通信工事

3 契約予定額

164,454,000円

4 委託業務の場所

藤沢市善行6丁目3636番地付近

5 期間

契約締結の日着手

2017年(平成29年)3月31日完了予定